

保護者・生徒の皆様

紫波総合高等学校

気象警報発令時の対応について（重要）

生徒の通学時における安全確保のため、次の（１）から（２）の状況の時（以下「気象警報等」という）、次の処置をとります。

気象警報等

（１）特別警報・・・特別警報が発令された場合（大雨、大雪、暴風、暴風雪）

（２）警報・・・暴風、大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、大雪、暴風雪

※警報で「警戒レベル3（高齢者等避難）」相当、「警戒レベル4」で「避難指示」

- 1 登校前に、学校が所在する地域（紫波町）に上記の気象警報等が発令された場合
登校前に、「警戒レベル4（避難指示）」以上が発令されている場合
 - （１）午前6時以降の時点で、発令中・・・自宅待機
 - （２）午前9時～11時まで上記の状況が解除・・・5時間目から授業
 - （３）午前11時の時点で警報が解除されない・・・当日の授業を中止し、家庭学習とする

- 2 登校中に気象警報等が発表された場合、次のように対応する。
 - ・警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校で待機してもよい。

- 3 登校後に、紫波町に気象警報等が発令された場合は、状況に応じて、授業の打ち切り又は学校待機などの指示を出す。その際は、保護者に緊急連絡メール（eメッセージ）によって連絡する。

- 4 その他
 - （１）上記の規程にかかわらず、通学路で危険が予想される場合には、学校に連絡をした上で、登校を見合わせてください。無理をせず、安全を優先してください。
 - （２）本校は、機械警備のため、午前7時半までは留守番電話になっています。また、電話の回線も限られていますので、**確認の電話は避けてください。**
 - （３）紫波町には「警報」や「警戒レベル4・5」等が発令されず、紫波町以外の市町村に上記の状況の警報や警戒レベルが発令された場合、当該市町村に在住する生徒は「公欠」扱いとします。
 - （４）現在、気象情報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意するとともに、防災アプリ等を活用し、情報の収集に努めてください。**※裏面に「紫波町防災マップ」の情報を転載します。**
 - （５）警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報（緊急連絡メール）に注意すること。